

地区公民館25館を指定緊急避難場所に追加する件について

背景

これまでの風水害対応では市内小中学校等の体育館で避難者を受け入れてきましたが、空調設備が整っていないため、昨今の高温下では、避難者及び職員の体調に支障を生じかねず、令和6年台風第10号では、市内地区公民館のうち10館を避難施設として活用しました。

気候変動を考慮すれば、今後も地区公民館の活用が考えられます。

現状

地区公民館を避難施設として位置付けていませんが、自主避難施設として台風等が近づいた時には市民を受け入れています。

指定による効果

自主避難施設の位置づけでは、基本的に利用時間は施設の開館時間である午前9時00分から午後10時00分までとなります。

「指定緊急避難場所」として位置付けることによって、避難班の職員を配置することができるようになります。

指定の概要

- ① 風水害時のみの指定とします。(地震での指定はしません)
- ② 現状の自主避難施設〈風水害・小規模な地震〉としての役割も継続します。
- ③ 中長期の活用は想定せず、避難所運営委員会は組織しないため自治会への新たな負担は生じません。

指定の種類

- ① 洪水 ……全 25 地区公民館
- ② 土砂災害 ……特定区域 7 地区公民館
(土屋、吉沢、旭北、旭南、城島、金目、岡崎)
- ③ 高潮 ……特定区域 3 地区公民館
(須賀、花水、なでしこ)

スケジュール

- 3月19日 平塚市防災会議【本日】
4月 1日 指定緊急避難場所に指定

以上